

八王子市民生委員児童委員協議会の担当区域の変更について

1 報告趣旨

令和7年(2025年)12月1日の民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)の一斉改選に当たり、八王子市民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)の2つの地区の担当区域を変更することについて報告する。

2 報告内容

(1) 変更内容

地区	地区の範囲	現行の担当区域	変更後の担当区域	増減数
第6地区	大和田町一～七丁目 富士見町 大谷町の一部 暁町一丁目49	18	19	+1
第16地区	小比企町(846を除く) 片倉町 西片倉 宇津貫町 みなみ野一～六丁目 兵衛一・二丁目 七国一～六丁目 打越町(東急片倉台団地)	23	22	-1

※民児協地区図は別紙1のとおり。

※八王子市としての民生委員・児童委員の定数については現行460名から変更はない。(別紙2参照)

※地区は担当区域に分かれており、1担当区域につき民生委員が一人置かれている。

(2) 変更理由と対応

地区	変更理由
第6地区	世帯数が多く、深刻な課題を抱えている方からの相談も多い、大和田町1丁目の都営大和田町アパートの区域を1区域から2区域に分割する。
第16地区	担当区域「片倉町1～279、497」と担当区域「片倉町280～368-3他」は、同一町会の隣接する区域であり、生活課題に関する相談が少なく、一つの担当区域として対応が可能ないことから2区域から1区域に統合する。

3 その他

(1) 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審議

民児協の担当区域を変更することについては、令和6年（2024年）12月17日に開催された社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において審議し承認されている。

(2) 民生委員の年齢要件の変更

定年延長などの社会変化や地域の実情を踏まえ、弾力的に適任者の選任が行えるよう、八王子市民生委員・児童委員選任要綱の一部を改正し、次のとおり民生委員の年齢要件を変更した。（適用日 令和7年（2025年）12月1日）

	改正後	改正前
新任者	原則 67 歳未満。 ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は 72 歳 未満の者を推薦することができる。	原則 67 歳未満。 ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は 70 歳未満の者を推薦することができる。
再任者	原則 75 歳未満。 <u>ただし、適格者の確保に努めたにも関わらず、適任者を確保する上で必要と認められる場合は、76 歳を上限として推薦することができる。</u>	原則 75 歳未満。

別紙1 民児協地区図



別紙2 八王子市民生委員児童委員協議会 担当区域推移

地区	地区定数（主任児童委員を含む）			
	【H28年一斉改選時】	【R元年一斉改選時】	【R4年一斉改選時】	【R7年一斉改選時】
第1地区	20	20	20	20
第2地区	18	18	18	18
第3地区	24	24	24	24
第4地区	29	29	29	29
第5地区	27	27	27	27
第6地区	18	18	18	19
第7地区	22	22	22	22
第8地区	15	15	15	15
第9地区	19	19	19	19
第10地区	14	14	17	17
第11地区	29	29	29	29
第12地区	25	25	26	26
第13地区	21	21	21	21
第14地区	24	24	25	25
第15地区	26	26	26	26
第16地区	21	21	23	22
第17地区	30	31	31	31
第18地区	22	22	22	22
第19地区	15	15	15	15
第20地区	33	33	33	33
合計	452	453	460	460